

医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧ください

<http://www.aichi-irouren.jp/>

愛知県医労連 【春闘速報】

発行 2008年2月15日 愛知県医労連・原書記長

連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403 TEL052-883-6955

FAX052-883-6956 メール irouren@iroren.net ホームページ <http://www.aichi-irouren.jp/>

【学習シリーズビラ 職場要求(1)】

歴史的なチャンス、08年春闘！
求人・退職防止できる社会的な水準を要求しよう
「統一要求」を提出しよう(賃上げ・ボーナス、離職防止要求等)

7対1 看護基準取得の流れは 08年もいっそう、拡大へ

増員で職場にゆとりが作れる、良い看護ができる・・・
経営改善にもなる「増員・夜勤制限」を要求しよう
資料を活用しましょう(組合ニュースで掲載、役員会議で、団体交渉で！)

「7対1看護基準取得病院一覧」

2 / 13 診療報酬が確定

10対1 入院基本料、点数引き上げ

プラス+31点アップで1300点に

300床病院では年増収は+3,400万円に！

300床・地域中核病院の場合の算定例

増収額 = 1ベッド増収額 × 総ベッド数 × 365日 = 3,394万円約(年間3,400万円)

(31点 × 10円 = 310円)



病院の再診料、点数引き上げ +3点

7対1入院基本料・見直しは「看護必要度」導入するも高点数1,555点を維持させる

7対1の看護必要度は「できるだけ垣根を低くした(厚労省・保険局)」重症度・看護必要度の導入は必要度の基準を下げさせ点数も据え置きに・・・

「看護必要度」「創傷(そうしょう)処置」「血圧測定」「時間尿測定」など「モニタリングおよび処置等」に関する評価(A得点)と、「寝返り」「起き上がり」「座位保持」など「患者の状況等」に関する評価(B得点)の2段階で入院患者の状態を測定するなどの内容=図。A得点が2点以上かつB得点が3点以上の患者が1割以上の病棟に限り算定。

・救命救急センターを設置する病院は基準に関わらず算定が可能。

・産科患者と小児科患者は看護必要度の測定対象から除外

13対1、15対1入院基本料、現行のまま据え置き。